計画の根拠及び位置付け

「あきる野市地域保健福祉計画」(以下「本計画」という。)は、本市における保健・福祉に関する総合的な指針となるものであり、社会福祉法(昭和 26 年法律 45 号)第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

本計画は、「あきる野市総合計画」を上位計画とするとともに、福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けられます。また、本市が策定するその他の関連する計画や、あきる野市社会福祉協議会が社会福祉法第 109 条の規定に基づき策定する「地域福祉活動計画」とも連携し、地域福祉の推進を図るものです。

